

高知大学大学院医学系研究科看護学委員会規則

平成16年4月1日
規則第327号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院学則第7条の規定に基づき、高知大学大学院医学系研究科看護学委員会（以下「看護学委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 看護学委員会は、高知大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）及び大学院医学系研究科修士課程看護学専攻（以下「修士課程」という。）の専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

(審議事項)

第3条 看護学委員会は、修士課程に関する次の事項を審議する。

- (1) 担当教員の選考に関する事項
- (2) 専攻の設置、改廃に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び研究指導に関する事項
- (4) 試験及び単位の認定に関する事項
- (5) 修士論文の審査及び最終試験に関する事項
- (6) 学生の入退学、懲戒等の身分に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) その他修士課程の教育、研究及び管理運営に関する重要事項

(委員長)

第4条 看護学委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者が、その職務を代行する。

(看護学委員会の招集)

第5条 委員長は、看護学委員会を招集し、その議長となる。

2 看護学委員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に看護学委員会を招集するものとする。

(議事)

第6条 看護学委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができな

い。

2 看護学委員会の議事は、別に定めるもののほか、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、看護学委員会の議を経て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(大学院合同委員会)

第8条 看護学委員会は、高知大学大学院医学系研究科医学委員会との調整を図るため、合同の委員会（以下「大学院合同委員会」という。）を開催することができる。

2 大学院合同委員会は、必要に応じ研究科長が招集するものとする。

(事務)

第9条 看護学委員会の事務は、学務部岡豊学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、看護学委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月12日から施行する。

附 則（平成19年3月5日規則第90号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。